



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 日 本 水 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 的 埜 明 世
コ ー ド 番 号 1332
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 IR 部 長 濱 野 博 之
(TEL. 03-6206-7037)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催の第 103 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）、および取締役を兼務しない執行役員（以下「執行役員」といいます。取締役および執行役員を総称して「取締役等」といいます。ただし、いずれも海外居住者を除きます。）の報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

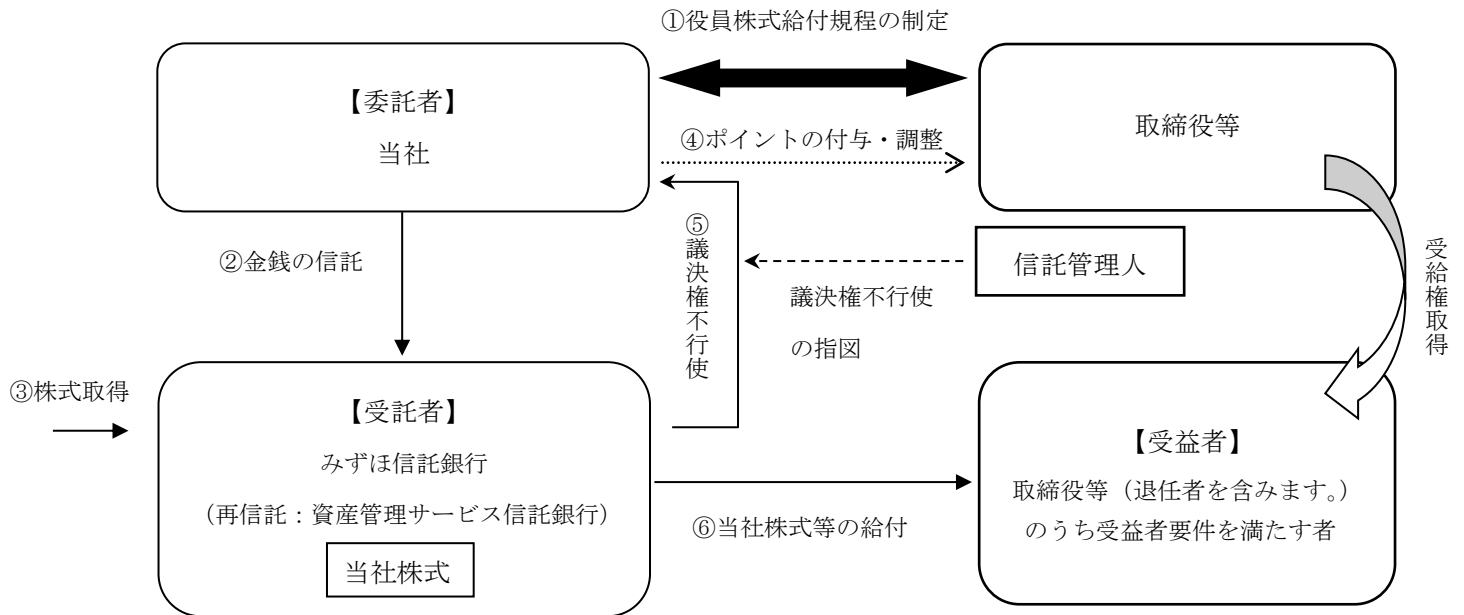
2. 本制度の概要

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、本信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型株式報酬制度です。なお、取締

役等（退任者を含みます。）に当社株式等を給付する時期は、原則として当社の各中期経営計画期間（下記（４）において定義する各「対象期間」と同じとなります。）終了後の一定時期とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度についての決議を得て、承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託した金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき各事業年度に関し、取締役等に対しポイントを一次的に付与します。取締役等に対し一次的に付与したポイントは、当社の各中期経営計画期間（各対象期間）終了後に、その業績達成度に応じて調整します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、当社の各中期経営計画期間（各対象期間）終了後の一定時期に、取締役等（退任者を含みます。）のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与し、調整したポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等（退任者を含みます。）が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員（いずれも海外居

住者を除きます。)

(3) 信託期間

平成 30 年 8 月 (予定) から本信託が終了するまで (なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度 (以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。) およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等 (退任者を含みます。) への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記 (3) の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、711 百万円 (うち取締役分として 405 百万円) を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、711 百万円 (うち取締役分として 405 百万円) を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式 (直前までの各対象期間に関して取締役等に付与した (付与後調整した場合、調整後の) ポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。) および金銭 (以下「残存株式等」といいます。) があるときは、残存株式等の金額 (当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。) と追加拠出する金銭の合計額は、711 百万円 (うち取締役分として 405 百万円) を上限とします。

なお、当社が本信託への金銭の拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記 (4) により拠出した資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、1,777,500 株 (うち取締役分として 1,012,500 株) を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付する当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。取締役等に対し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、当社の各中期経営計画期間 (各対象期間) 終了後に、業績達成度に応じて調整します。

取締役等に対し、当社の各中期経営計画期間（各対象期間）につき調整後付与するポイント数の合計は、1,777,500ポイント（うち取締役分として1,012,500ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与し、調整したポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算します（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与・調整済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等（退任者を含みます。）のポイント数は、原則として、当該取締役等に各対象期間につき付与し、業績達成度に応じて調整したポイント数とします（以下、このようにして算出したポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

本信託は、所定の受益者確定手続を行うことにより受益者要件を満たした取締役等（退任者を含みます。）に、各対象期間の終了後、原則として上記（6）に記載のところに従って定める「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を給付します。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社および当社役員と利害関係のない公益団体等への寄付とします。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により公益団体等に寄付する金銭を除いた残額を当社に給付します。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（ＢＢＴ）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等（退任者を含みます。）のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成 30 年 8 月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 平成 30 年 8 月（予定）
- ⑨信託の期間 : 平成 30 年 8 月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上